

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

1 改正の趣旨

令和5(2023)年1月4日から自動車検査証が電子化されたことに伴い、添付書類を明確化するため、所要の改正を行うこととしました。

2 改正内容

- (1) 電子化された自動車検査証には「有効期間の満了する日」が記載されないことから、電子化された自動車検査証が発行された車両については、従来の自動車検査証の写しに代えて、自動車検査証記録事項の写しを添付することとしました。
- (2) その他所要の改正を行いました。

3 適用期日

令和5(2023)年1月4日から適用します。